



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

所管課（室）名

選挙管理委員会書記室

- ・ 繰上投票区及び投票期日 //
- ・ 投票用紙の様式及び規格 //
- ・ 選挙長及び同職務代理者の選任 //
- ・ 選挙分会長及び同職務代理者の選任 //
- ・ 選挙会を行う場所及び日時 //
- ・ 選挙分会を行う場所及び日時 //
- ・ 政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時 //
- ・ 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 //
- ・ 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 //
- ・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額 //

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第27号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

市 町 名	繰 上 投 票 区 名	投 票 期 日
五 島 市	福江第22投票区（久賀島地区） 奈留第1投票区（浦地区） 奈留第2投票区（泊・大林・前島・汐池・東風泊地区） 奈留第3投票区（船廻・矢神・南越地区） 奈留第4投票区（白這地区） 奈留第5投票区（夏井・大串地区）	令和7年7月19日
西 海 市	第27投票区（江島地区） 第28投票区（平島地区） 第31投票区（釜浦地区（松島）ほか） 第32投票区（外平地区（松島））	
小 値 賀 町	第5投票区（大島地区）	

長崎県選挙管理委員会告示第28号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

1 参議院長崎県選挙区選出議員選挙投票用紙

候補者氏名		令和七年執行 参議院長崎県選挙区 選出議員選挙投票 ○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 長崎県選挙管理委員会之印
------------------------------	--	--

8.0cm

12.8cm

- 備考
- 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 選挙区選出議員選挙の投票用紙であることを示す「選」の表示を施すものとする。
 - 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 参議院長崎県選挙区選出議員選挙点字投票用紙

(表)	(裏)
候補者氏名 点字投票 令和七年執行 参議院長崎県選挙区 選出議員選挙投票 ○ 注意 長崎県選挙管理委員会之印 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	12.8cm
8.0cm	

- 備考 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は赤色刷りとする。
- 2 選挙区選出議員選挙の投票用紙であることを示す「選」の表示を施すものとする。
- 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
- 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
- 5 表面の右中央部に「せんきょく」と点字により表示するものとする。

3 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙

又 他 の 名 氏 者 補 候 の 体 団 党 政 是 補 候 は 若 し く は 略 称 略 称	一 候 補 者 の 氏 名 を、欄 内 に 一 人 書 く こと。 二 候 補 者 の 氏 名 に 代 えて 政 党 そ の 他 の 政 治 団 体 の 名 称 又 は 略 称 を、欄 内 に 一 つ 書 く こと 可 能 な 限 り 行 っ て 書 く こと。	 令和七年執行 参議院比例代表 選出議員選挙投票 ○ 注 意 長崎県選挙管理委員会之印
---	---	--

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色は白色とし、文字は黒色刷りとする。
- 2 比例代表選出議員選挙の投票用紙であることを示す「比」の表示を施すものとする。
- 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

4 参議院比例代表選出議員選挙点字投票用紙

(表)

(裏)

候補者氏名又は は政党その他の の政治団体の 名称若しくは 略称	一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。	令和七年執行 参議院比例代表 選出議員選挙投票	長崎県選挙管理委員会之印	点字投票
---	---	--	---------------------	-------------

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色は白色とし、文字は赤色刷りとする。
- 2 比例代表選出議員選挙の投票用紙であることを示す「比」の表示を施すものとする。
- 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
- 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
- 5 表面の右中央部に「ひれい」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第29号

令和7年7月20日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

選 挙 長		選挙長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 橋 和 則	長崎県長崎市	木 村 省 三	長崎県長崎市

長崎県選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における長崎県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

選 挙 分 会 長		選挙分会長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 橋 和 則	長崎県長崎市	木 村 省 三	長崎県長崎市

長崎県選挙管理委員会告示第31号

令和7年7月20日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟3階320会議室
- 2 日 時 令和7年7月23日 午前9時30分

長崎県選挙管理委員会告示第32号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における長崎県選挙分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟3階320会議室
- 2 日 時 令和7年7月23日 午前10時30分

長崎県選挙管理委員会告示第33号

令和7年7月20日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送について、各候補者の放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和7年7月3日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第34号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所等に掲示する参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、これらの掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和7年7月3日 午後6時30分

長崎県選挙管理委員会告示第35号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により、候補者の掲載文又は名簿届出政党等の掲載文の写しを選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 参議院長崎県選挙区選出議員選挙
令和7年7月4日 午後5時15分
参議院比例代表選出議員選挙
令和7年7月4日 午後7時30分

長崎県選挙管理委員会告示第36号

令和7年7月20日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和7年7月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - エ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - オ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき23,000円
 - カ 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
 - キ 茶菓料 1日につき1,000円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 1のア、イ、ウ及びエに掲げる額
イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき20,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円
イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき20,000円

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田ク
宏
リ
ン
弥
ト